

香川県ダム検証に係る検討委員会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、「香川県ダム検証に係る検討委員会」（以下「検討委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討委員会は、椀川ダム、五名ダム再開発、綾川ダム群連携の3ダム事業（以下「3ダム事業」という。）において、検討主体である県が、国土交通省が定める「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号国土交通省河川局長通知）以下「細目」という。）に基づく、ダム事業の検証に係る検討の実施にあたり、「関係地方公共団体」と相互の立場を理解し、検討内容の認識を深めるとともに、「学識経験を有する者」の意見を聴くことを目的とする。

(意見を聴く項目)

第3条 検討主体は、検討委員会において次の項目について意見を聴く。

- (1) 治水対策案・利水代替案等目的別の検討内容
- (2) 総合的な評価
- (3) 対応方針原案

(委員)

第4条 検討委員会の委員は、次に掲げる者で構成し、別表に掲げるとおりとする。

- (1) 「学識経験を有する者」
- (2) 3ダム事業における「関係地方公共団体」の長及び地方公営企業体の管理者
- (3) 「検討主体である県」の職員

2 委員の任期は委嘱の日から委員会の目的が達成されたときまでとする。

(委員長)

第5条 検討委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 検討委員会は、審議の必要に応じて、委員以外の者の意見を聴くことができる。

(議事等)

第7条 検討委員会は、委員の要請があり、委員長が必要と認めた場合に委員長が召集する。

(事務局)

第8条 事務局は、香川県土木部河川砂防課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成22年11月10日から施行する。

香川県ダム検証に係る検討委員会名簿

分野	役職名	氏名	備考	
学識経験者 (わがかがわの川 懇談会委員)	香川大学工学部准教授	石塚 正秀	河川（治水）	
	香川大学名誉教授	井原 健雄	地域経済	
	高松市屋島小学校教諭	大高 裕幸	魚類	
	香川大学工学部教授	角道 弘文	利水	
	(株)四国総合研究所 副主席研究員	工藤 りか	植物	
	香川大学危機管理研究センター 特任教授・センター長	白木 渡	防災	
	元高松市女性センター館長	森 久美子	地域社会	
	元坂出市白峰中学校教諭	好井 智子	環境教育 環境保護	
関係地方公共団体	椋川ダム	高松市長	大西 秀人	流域
		高松市上下水道事業管理者	石垣 佳邦	新規利水参画者
	五名ダム 再開発	東かがわ市長	藤井 秀城	流域 新規利水参画者
	綾川ダム群 連携	坂出市長	綾 宏	流域
		丸亀市長	梶 正治	流域
		綾川町長	藤井 賢	流域
検討主体	香川県土木部長	小野 裕幸		
	香川県高松土木事務所長	樋口 晋	椋川ダム	
	香川県長尾土木事務所長	三好 正明	五名ダム 再開発	
	香川県中讃土木事務所長	片山 秀樹	綾川ダム群 連携	